

國土総合開発法案三案要旨比較

(論語 卷三 一五)

項目	審議会案 A	内閣案 B	審定本部案 C
定義	国土開発計画（都道府県開発計画）地方開発計画及び特定地域開発計画も含じ）、とは、國又は地方公共団体の施策に属するかの事項に関する総合的な計画でその施策の基本となるべきものをいう。	総合開発計画とは、この基準の目的を達成するため、國土及び一定の地域により、國又は地方公共団体の施策に属するかの事項に関する総合的な計画で、その施策の基本となるべきものをいう。	国土の総合開発の基本に関する計画とは、この法律の目的を達成するためには、國土及び一定の地域により、國又は地方公共団体の施策に属するかの事項に関する総合的な計画で、その施策の基本となるべきものをいう。
審議会案 A	一、土地、及び水の利用及び調整に関する事項、二、治山、治水、其の他の災害の防除に関する事項、三、都市及び農村の規制及び配置に関する事項。	一、土地、水、その他の資源の利用に関する事項、二、治山、治水、その他の災害の防除に関する事項、三、都市及び農村の規制、配置に関する事項。	一、土地、水、その他の資源の開発及び利用、二、治山、治水、その他の災害の防除、三、重要な公共的施設の規制及び配置に関する事項。
内閣案 B	四、交通、電気、その他重要な公共的施設に関する事項（第十三條）	四、農業の立地に関する事項	四、産業等の適正な立地（第十二條）
審議会案 A	五、生産、交通、文化、厚生その他の重要な公共的施設の規模、配置及びその実施の順位に関する事項（第十二條）	五、生産、交通、文化、厚生その他の重要な公共的施設の規模、配置及びその実施の順位に関する事項（第十二條）	五、資源安定本部統轄の所管（第十二條）
内閣案 B	六、内閣總理大臣の所管（第十二條）	六、内閣總理大臣の所管（第十二條）	六、内閣總理大臣の所管（第十二條）
審議会案 A	七、①國土の開発及び保全に関する國務行政機関及び地方公共団体の施設の統合調整並びに大臣を通じて兩級行政機關の長又は地方公共團体に勧告	八、①國土の総合開発計画及びたの事項について調査審議し、結果を内閣總理大臣及び内閣總理大臣を通じて各省大臣に報告又は勧告	九、①國土総合開発の基本に関する目標設定
内閣案 B	八、②國土開発計画について調査審議し、結果を内閣總理大臣及び内閣總理大臣を通じて兩級行政機關の長又は地方公共團体に勧告	十、②國土開発計画の作成基準	十、①國土総合開発の基本に関する目標設定
審議会案 A	九、③特定地域の指定基準	十一、②特定地域の指定基準の認定	十一、②特定地域の指定基準の認定
内閣案 B	十、④産業等の立地の基準	十二、③産業等の立地の基準の認定	十二、③産業等の立地の基準の認定
審議会案 A	十一、⑤お令開発にともなう資金調査計画	十三、④綜合開発にともなう資金調査の確保に関する事項	十三、④綜合開発にともなう資金調査の確保に関する事項
内閣案 B	十二、⑥その他この法律の目的達成のため必要な事項	十四、⑤綜合開発の効果の判定	十四、⑤綜合開発の効果の判定
審議会案 A	十三、⑦都道府県、北海道、地方、特定地域の総合開発計画の統合調整	十五、⑥都道府県、北海道、地方、特定地域の総合開発計画の統合調整	十五、⑥都道府県、北海道、地方、特定地域の総合開発計画の統合調整

②その他のこの法律の目的達成のためには

2. なし

2. 内閣総理大臣は、国土の開發及び保全に關する事項について、國務行政機關の

内閣總理大臣は、国土の開發及び保全

に關する事項について、國務行政機關の

内閣總理大臣は、国土の開發及び保全

項 目	審 試 会 察 A	内 間 家 B	安 定 本 部 察 C
都道府県機会 開発計画	1. 都道府県が立案し、主務大臣及び主務大臣を通じて審試会に提出し、併せて専門行政機関の長に送付 (ア五条)	1. 都道府県が立案し、建設大臣及び建設大臣を通じて審試会に報告し、併せて専門行政機関の長に送付 (ア五条)	1. 都道府県が立案し、安定本部長及び安定本部長を通じて審試会に提出 (ア六条・十二条・十四条)
北 海 道 開 發 計 画	2. 国務行政機関の長は、その意見を内閣総理大臣を通じて審試会に提出 (ア五条)	2. 各省大臣は、その意見を安定本部長に提出 (ア五条)	2. 各省大臣は、その意見を安定本部長に提出 (ア六条・十二条・十四条)
地 方 総 合 開 發 計 画	1. 自然的、經濟的又は社会的に密接な関連を有する地域が都道府の区域にわたる場合は、関係都道府県は、協議により規約を定めて地方決定し、協議に基いて地方計画と立案することができる。 (ア二十九条)	1. Aの1、2、3に同じ (ア二十九条)	1. Aの1、2に同じ (ア二十九条)

内閣に対する 報 告	審試会は、開発審議の結果を、内閣總理大臣を通じて国会に報告することができる。 (オニ条)	審試会は、開發審議の結果を、内閣總理大臣を通じて国会に報告することができる。 (オニ条)	審試会は、開發審議の結果を、内閣總理大臣を通じて国会に報告することができる。 (オニ条)
審 試 会 の 担 繼	3. 委 員 七 人 副 委 員 一 五 人 特別委員は試決权なし (オ四条)	3. 委 員 七 人 副 委 員 二〇 人 特別委員は試決权なし (オ四条)	3. 委 員 二 〇 人 副 委 員 二〇 人 特別委員は試決权なし (オ四条)
審 試 会 事 務	審 試 会 事 務 幹 部 事 務 幹 部 (オ四条)	審 試 会 事 務 幹 部 事 務 幹 部 (オ四条)	審 試 会 事 務 幹 部 事 務 幹 部 (オ四条)
内 間 家 事 務	事 務 は 安 定 本 部 で 处 理 (オ五条)	事 務 は 安 定 本 部 で 处 理 (オ五条)	事 務 は 安 定 本 部 で 处 理 (オ五条)

項 目	審 訴 会 案 A			内 開 委 B			安 定 本 部 委 C		
	論 計 画	調 計 画	の 国 係						
勧 告 の 果	3. 特定地域については、地方公共団体が施行する申請の至りにつき法律による規則、地方財政法第十六条の規定に基づく補助金その他の措置を講じ得る (ア十一条)	3. 特定地域大蔵は、内閣總理大臣が各都道府県の意見をとりまとめ、建設大臣が内閣總理大臣の同意を得た上で、兩者の協議による審議に基づき、内閣總理大臣が各都道府県の意見をとりまとめ、建設大臣が内閣總理大臣の意見をもつて立案する。内閣總理大臣は、内閣總理大臣の意見をもつて立案する。 (ア二十三条)	3. 地方計画のある場合、都道府県計画はそれに適合しなければならぬ 2. 都道府県の計画が地方計画に適合せぬときは、地方開発審議会の意見をさして協議しなければならぬ (ア九条)	4. 立案の扱いは都道府県計画に同じ (アの三)					
勧 告 の 果	1. 地方行政機関の長、地方公共団体は、審議会の勧告を尊重しなければならぬ。 (ア三條)	1. Aの/に同じ 2. 内閣總理大臣は、各省大臣及び都道府県に対し、勧告に対してとつた措置の報告を求めることができる (ア四條)	1. Aの/に同じ 2. 内閣總理大臣は、各省大臣及び都道府県に対し、勧告に対してとつた措置の報告を求めることができる (ア十五條)	1. Aの/に同じ 2. 内閣總理大臣は、内閣總理大臣を通じて内閣行政機関の長、都道府県に対し、勧告に対する意見、又はこれに対してとつた措置の報告を求めることができる (ア十五條)					
都道府県総合開発審議会及び地方開発審議会開催のための開設の方法	1. 都道府県は原則で、地方は関係都道府県の協議により設置できる。 2. 例外又は規約には審議会の設置、組織その他必要な事項（地方開発審議会においては費用負担方法を含む）を定めねばならない。 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員を入れる (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)	1. Aの/に同じ 2. Aの/に同じ 3. 地方開発審議会には内閣總理大臣の推薦する二人の委員及び内閣總理大臣の推薦する二人の委員のものとする (アハズ)

國保行政機関 の助言	國保行政機関・地方公共団体は、国土開発審議会、地方、都道府県審議会がその在籍を頂着に遂行することができるようこれに協力し、その求めに応じて資料の提出・意見の開陳又は説明をしなければならぬ (第十一條)	Aに同じ
公表の勧告 案	國土開発審議会は勧告した場合、都道府県が都道府県・地方開発計画を立案した場合、又は勧告を受けた場合は、公表しなければならない (第十二條)	(第十六條) Aに同じ
	審議会は開墾審議の結果につき必要と認めれば委員を公表する。 (第十三條)	Bに同じ (第十五條)